

武蔵野市工事成績評定に係る意見等申立てに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵野市工事成績評定要綱（平成22年4月1日施行。以下「要綱」という。）第10条及び第11条の規定に基づき、工事成績評定に対する意見又は疑義（以下「意見等」という。）の申立てに関し必要な事項を定める。

(意見等申立ての方法)

第2条 要綱第10条第1項の規定により意見等の申立てを行う者は、意見等申立書（第1号様式）に、当該申立ての根拠となる書類その他の市長が必要と認める書類を添付し、総務部総務課検査担当課長（以下「検査担当課長」という。）に提出するものとする。

(委員会の開催)

第3条 検査担当課長は、前条の規定により意見等が申し立てられたときは、遅滞なく武蔵野市工事成績評定に係る意見等申立て審査委員会（議案書）（第2号様式）を作成し、工事成績評定表等の関係資料を添えて、武蔵野市工事成績評定に係る意見等申立て審査委員会の審査に付さなければならない。

(意見等申立者への回答)

第4条 要綱第10条第3項に規定する書面は、回答書（第3号様式）とする。
2 要綱第11条第1項の規定により市長から評定の見直しを指示されたときは、当該評定を行った要綱第3条の評定者は、自らが行った評定の見直しをするものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に完了する工事から適用する。